

岐阜県公報

第千八百三十六号
平成十九年四月十三日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 二七〇
- 有害図書類の指定 (同) 二七二
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二七二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二七八
- 保安林の指定 (郡上農林事務所) 二七八

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 二七八
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 二七九
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二七九
- 美濃都市計画の図書の縦覧 (同) 二八一
- 土地改良区役員の退任及び就任 (恵那農林事務所) 二八一

正誤

- 職員の使用に関する規則の一部を改正する規則中訂正 (法務・情報公開課) 二八二
- 道路供用の開始中訂正 (道路維持課) 二八三

告示

岐阜県告示第二百九十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	発着	配給会社名
映画	女医の裏顔 覗かれた秘め事	新東映映画	オーピー映画
映画	ゼロカーズR ~監視中0課の女 欲望の代償~	新東映映画	オーピー映画
映画	続・昭和江戸浪漫 一夜のよるめき	新東映映画	オーピー映画
映画	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新東映映画	オーピー映画
映画	女引越し屋 汗ばむ谷間	新東映映画	オーピー映画
映画	理容店の女房 夜道い寝間	新東映映画	オーピー映画
映画	奴隷	新東映映画	オーピー映画
映画	未亡人温泉 女湯でうなぎ昇り	新東映映画	オーピー映画
映画	社長秘書 巨乳セクハラ狩り	新東映映画	オーピー映画
映画	近所の人妻 熟れた白昼不倫	新東映映画	オーピー映画
映画	新日本映像ニュース 老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像	新日本映像

新日本映像ニクス
理容店の女房 夜道い寝間

新日本映像

2 指定年月日

平成19年4月12日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百九十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有青図書類として指定した。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号	発行所、制作者名
雑誌	クームベストオナベスト	2007. 5月10日号	クインシア出版(株)
	ビデオボーイ	2007. 5月号	録ジューオーナイー
	漫画実話ナツクルス	2007. 5月号	三川オンソ出版(株)
	DVD ナラナラ	2007. 5月号	録M C ナリス
	チャンネルロード	2007. 5月号	録笠倉出版(株)

2 指定年月日

平成19年4月12日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町伊勢戸雑 一一五四の一、一一五四の二、一一五五から一一五七まで、一一五八の四、一一五八の五、一一五八の八、一一五八の九、一一五八の一五、一一五九から一一六三まで、一一七三の一、一一七八の二、一一七九、一一八〇の一、一一八〇の二、字白谷一三〇四の一三二、一三〇四の二〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字角領東五九七九の六一、五九七九の六二、五九七九の八六から五九七九の九〇まで、五九七九の二二二、五九七九の二二三、五九七九の二八五、五九七九の三〇〇、五九七九の三〇一、五九七九の三〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字二股四二二一の五、四二二一の一〇三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町字七ツ久後九九〇の一・九九〇の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市山岡町田代字陸曳七一の七〇から七一の七五まで、七一の七七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市神崎字板木瀬一七五二の一から一七五二の三まで、一七五六、一七五八の一、

一七五八の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾黒津字西宮七三九の一から七三九の一三まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字峯山三四六七の一、三四六七の四、三四六七の六、三四六七の一、三四六八、三四六九の三、三四六九の四、三四七〇の一、三四七〇の三、三四七一の一、三四七一の三、三四七二の一、三四七二の三、三四六九の一・三四七三の一・三四七四（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

字峯山三四七三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字蜂屋一三四八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町乙原字多和平一〇四一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾能郷字兎谷四一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字皆口三三八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字月ヶ谷一九一七、字蛇谷一九四〇の一、字柿ヶ平一九五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又東平三八九九の三一（次の図に示す部分に限る。）、

字古屋三九二三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町片山字井振谷三二四〇の一・三二四一の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井振谷三二四〇の一・三二四一の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治

山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷一四三五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市和良町土京字ミコボキ一六九三の一、一六九四の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やっとかめ

三 代表者の氏名 竹腰 彦志

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市徹明通八丁目二六番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、相互扶助の精神に基づき、不特定多数の人々に対して、健康で安心して暮らせるよう介護・福祉に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月十三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年四月二日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社ミリオネア

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ飛騨高山店

岐阜県高山市国府町金桶地内 外

四 変更した事項

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治
 (変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市上之保の一部（船山（XV））

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年四月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

- 二 調査を行った地域
岐阜県関市上之保の一部（鳥屋市）^(XII)
- 三 調査を行った期間
平成十六年度及び平成十七年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図
岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年四月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市付知町字伊勢戸薙の一部（伊勢戸薙）
- 三 調査を行った期間
平成十五年度及び平成十六年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（付知町字伊勢戸薙の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（付知町字伊勢戸薙の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年四月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
飛騨市
- 二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市古川町数河の一部（数河）
- 三 調査を行った期間
平成十三年度から平成十六年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛騨市（古川町数河の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（古川町数河の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年四月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
飛騨市
- 二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市古川町数河の一部（数河）
- 三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十七年度
地図及び簿冊の名称

四 岐阜県飛騨市（古川町数河の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（古川町数河の一部）の地籍簿
五 認証年月日
平成十九年四月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成十九年四月十三日
岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
本巢市

二 調査を行った地域
岐阜県本巢市根尾平野の一部（平野単位区域）

三 調査を行った期間
平成十三年度及び平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県本巢市（根尾平野の一部）の地籍図
岐阜県本巢市（根尾平野の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成十九年四月十三日

美濃都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

一 都市計画の種類及び名称
美濃都市計画用途地域
二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び美濃市建設部都市整備課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。
平成十九年四月十三日
岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
恵那市美濃東部土地区改良区	平成一九・三・二五	理事	遠藤 秋時	恵那市笠置町毛呂窪 八七番地四
同	同	同	林 正彦	同 四五六番地四
同	同	同	林 雄彦	同 六四〇番地一
同	同	同	遠藤 健一	同 八四九番地二
同	同	同	永治 充	同 一五六八番地二
同	同	同	樋田 聰志	同 一二六七番地一
同	同	同	林 昌平	同 一二七九番地
同	同	同	松井 好久	同 一三六四番地
同	同	同	樋田 博行	同 九三三番地
同	同	同	安田 松三	同 一一八〇番地一

(原稿誤り)

平成十九年三月二十日第八百二十九号 道路の供用開始(岐阜県告示第百六十九号)

百七十九頁の表中

一 般 国 道
四 百 十 八 号

は、

岐 阜 県 道
美 濃 加 濃 線

の誤り。

平成十九年四月十三日印刷
平成十九年四月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社